

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定商取引に関する法律の一部改正

一 指定商品・指定役務の見直し

1 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売について規制対象となる商品及び役務を政令で指定する方式を改め、原則全ての商品及び役務を規制対象とするものとする。 (第二条関係)

2 他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売について購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供等について適用除外を定めるほか、適用除外に係る所要の規定を整備すること。 (第二十六条関係)

二 訪問販売に係る勧誘規制の充実

1 販売業者又は役務提供事業者（以下「販売業者等」という。）は、訪問販売をするとき、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めるものとする。

2 契約を締結しない旨の意思を表示した者へ当該契約について勧誘をしてはならないものとする。

(第三条の二関係)

三 書面記載事項の追加

訪問販売及び電話勧誘販売において販売業者等が交付すべき書面の記載事項として、商品若しくは権利又は役務の種類を追加すること。
(第四条及び第十八条関係)

四 訪問販売に係る指示対象行為の追加

訪問販売に係る売買契約であって日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の勧誘をすることその他顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為を指示の対象とするものとする。
(第七条関係)

五 訪問販売に係る通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等の制度の創設

1 訪問販売に係るその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込者等は、その売買契約等の申込みの撤回等を行うことができるものとする。ただし、申込者等に当該契約を必要とする特別の事情があったときはこの限りでないものとする。

2 当該申込みの撤回等の行使及び当該申込みの撤回等に伴う返金等に係る所要の規定を整備すること。

六 承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等

1 販売業者等又は電子メール広告受託者は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、電子メール広告をしてはならないものとする事。

2 販売業者等又は電子メール広告受託者は、電子メール広告の相手方となる者からの請求又は承諾の記録を作成し、保存するとともに、電子メール広告にその相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示しなければならないものとする事。

(第十二条の三、第十二条の四、第三十六条の三、第三十六条の四、第五十四条の三及び第五十四条の四関係)

七 通信販売に係る指示対象行為の追加等

通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益を害するおそれがある行為を指示対象行為として追加するとともに、電子メール広告受託事業者に係る指示及び業務停止命令の規定の新設等、所要の規定を整備すること。

(第十四条及び第十五条関係)

八 通信販売に係る契約の解除等の制度の創設

1 通信販売をする場合の商品等の販売条件について広告をする場合における売買契約の解除等に関する表示事項に係る所要の規定を整備すること。
(第十一条及び第十二条関係)

2 通信販売における購入者等は、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回等を行うことができるものとする。ただし、申込みの撤回等についての特約を広告に表示していた場合にはこの限りではないものとする。
(第十五条の二関係)

九 訪問販売協会の自主規制の強化

1 訪問販売協会は、その定款において、業務停止命令を受けた者等について、社員として加入することを拒否することができる旨を定めなければならないものとする。

2 訪問販売協会は、会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約等の解除に伴う返金が正当な理由なくなされない者に対し、一定の金額の金銭を交付する業務を行うものとする。

3 訪問販売協会は、その定款において、社員がこの法律の規定に違反する行為をした場合等に、当該

社員に対し、過怠金の賦課や除名等を行う旨を定めなければならないものとする。

4 その他訪問販売協会の自主規制の強化等に係る所要の規定を整備すること。

(第二十七条の二から第二十九条の五まで及び第三十一条関係)

十 報告徴収及び立入検査の拡充

1 主務大臣は、販売業者等に対し帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができるものとする。

2 主務大臣は、販売業者等と密接な関係を有する者に対し資料の提出を命ずることができるものとする。

3 主務大臣は、販売業者等と取引する者に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができるものとする。

4 主務大臣は、電磁的方法の利用者を識別するための文字等を使用する権利等を付与した者から、当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について報告を求めることができるものとする。

(第六十六条関係)

十一 罰則の拡充

新たに禁止する行為について罰則を定めるとともに、罰則の引き上げを行うことその他所要の規定を整備すること。
(第七十条から第七十六条まで関係)

十二 その他

その他所要の規定を整備すること。

第二 割賦販売法の一部改正

一 目的の変更

この法律は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的とすること。
(第一条関係)

二 定義等の変更

1 「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」及び「個別信用購入あつせん」とし、新たに二

月以上の一回払い及び二回払いを規制対象とするものとする。

(第二条関係)

2 包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんの規制対象となる商品及び役務を政令で指定する方式を改め、原則全ての商品及び役務を規制対象とするものとする。

(第二条関係)

三 包括信用購入あっせん

1 支払可能見込額の調査

包括信用購入あっせん業者は、カード等の利用者への交付等を行うときは、その交付等に先立って、年収、信用購入あっせんに係る債務の支払の状況等当該利用者の支払可能見込額を算定するために必要な事項を調査しなければならないものとし、当該調査を行うときは、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならないものとする。

(第三十条の二関係)

2 支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止

包括信用購入あっせん業者は、カード等の利用者への交付等を行う場合において、当該カード等に係る極度額が支払可能見込額に平均支払期間を勘案して経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額を超えるときは、当該カード等の交付等をしてはならないものとする。

(第三十条の二の二関係)

3 業務の運営に関する措置

包括信用購入あっせん業者は、利用者等の利益の保護を図るため、苦情の適切かつ迅速な処理等のために必要な措置を講じなければならないものとする。こと。

(第三十条の五の二関係)

四 個別信用購入あっせん

1 支払可能見込額の調査

個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立って、年収、信用購入あっせんに係る債務の支払の状況等当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の支払可能見込額を算定するために必要な事項を調査しなければならないものとし、当該調査を行うときは、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならないものとする。こと。

(第三十五条の三の三関係)

2 支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の禁止

個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合におい

て、購入者等の支払総額のうち一年間に支払うこととなる額が、支払可能見込額を超えるときは、当該個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならないものとする。

(第三十五条の三の四関係)

3 個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査

個別信用購入あつせん業者は、訪問販売、電話勧誘販売等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立って、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による当該契約の締結の勧誘時における不実のことを告げる行為等の有無に関する事項を調査しなければならないものとする。

(第三十五条の三の五及び第三十五条の三の六関係)

4 個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止

個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して行われる不実のことを告げる行為等をしたと認めるときは、当

該勧誘の相手方と、当該個別信用購入あっせん関係販売契約又は当該個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結してはならないものとする。

(第三十五条の三の七関係)

5 個別信用購入あっせん業者による書面の交付

個別信用購入あっせん業者は、訪問販売、電話勧誘販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み等を受けたとき又は訪問販売、電話勧誘販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結したときは、当該契約に関する事項を記載した書面を申込者又は契約の相手方に交付しなければならぬものとする。

(第三十五条の三の九関係)

6 個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回等

イ 個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合等における当該契約の申込者等は、一定期間内は、書面により、個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回又は解除を行うことができるものとする。

(第三十五条の三の十及び第三十五条の三の十一関係)

ロ 申込者等は、個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者による訪問販売に係る販売契約又は役務提供契約であつて通常必要とされる分量を著しく超える商品等の売買契約等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回又は解除を行うことができるものとする。

(第三十五条の三の十二関係)

7 個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

購入者等は、個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が訪問販売、電話勧誘販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、支払総額、各回ごとの支払分の額並びに支払時期、商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容のうち購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの等の事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるもの

とすること。

(第三十五条の三の十三から第三十五条の三の十六まで関係)

8 業務の運営に関する措置

個別信用購入あっせん業者は、購入者等の利益の保護を図るため、購入者等の知識、経験、財産の状況等に照らして適切な業務の運営の実施、苦情の適切かつ迅速な処理等のために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第三十五条の三の二十関係)

9 個別信用購入あっせん業者の登録等

個別信用購入あっせんは、登録を受けた法人でなければ、業として営んではならないものとする。

(第三十五条の三の二十三から第三十五条の三の三十五まで関係)

五 指定信用情報機関

1 特定信用情報提供等業務を行う者の指定等

経済産業大臣は、要件を備える者を特定信用情報提供等業務を行う者として指定することができ、監督のため必要な規定を設けるものとする。

(第三十五条の三の三十六から第三十五条の三の五十五まで関係)

2 加入信用購入あっせん業者

加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者は、指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結したときは、包括信用購入あっせん関係受領契約又は個別信用購入あっせん関係受領契約に係る購入者等の包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る債務の額等を、加入指定信用情報機関に提供しなければならないこと、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼等をしてはならないこと等を定めること。

(第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十九まで関係)

六 クレジットカード番号等の適切な管理等

包括信用購入あっせん業者等は、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第三十五条の十六及び第三十五条の十七関係)

七 認定割賦販売協会

経済産業大臣は、割賦販売業者等が設立した一般社団法人であつて、一定の要件に該当すると認めら

れるものを、割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定等の業務を行う者として認定することができるものとする。

(第三十五条の十八から第三十五条の二十四関係)

八 罰則

クレジットカード番号等の漏えい等に係る行為について罰則を定めるとともに、罰則の引き上げを行うことその他の所要の規定を整備すること。

(第四十九条から第五十五条の三まで関係)

九 その他

その他所要の規定を整備すること。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日等から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

(附則第二条から附則第十四条まで関係)